

○公益社団法人さいたま観光国際協会大規模国際コンベンション開催助成金
交付要綱

(制定 令和3年11月15日 要綱第3号)

改正 令和4年10月31日 要綱第6号

改正 令和6年 1月25日 要綱第5号

改正 令和6年 8月20日 要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、コンベンション誘致及び開催の推進を図るため、公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「協会」という。）が実施する大規模国際コンベンション開催助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模国際コンベンション（以下「コンベンション」という。） 国際機関・団体、学会、協会等が主催する総会、大会、学術会議等をいう。
- (2) 参加者 参加を広く募り開催されるコンベンションで、さいたま市内の会場に会場に出席し参加する者をいう。

(交付の対象)

第3条 助成金交付の対象とするコンベンションは、次の各号に掲げるすべての要件を充たすものとする。

- (1) さいたま市内の会場を主たる会場として開催される大会、会議等であること
- (2) 産業・経済、学術・文化、国際交流の振興等に寄与するものであること
- (3) 総参加者数が1,500人以上で、且つ日本を含む3ヶ国以上、海外からの参加者数が300人以上であること
- (3) 会期が3日間以上で、総参加者数のうち相当数がさいたま市内の宿泊施設への宿泊を伴うと判断できるものであること
- (5) 政治的、宗教的な活動を目的とするものでないこと
- (6) 主催団体が国又は地方公共団体以外の団体であること
- (7) 営利活動を目的としないものであること
- (8) 協会の実施するコンベンション調査を依頼した場合、十分な結果が得られるよう協力できること

2 当該コンベンションが、さいたま市及び協会から補助金の交付又は、これに類する支援を受けていないこと。

ただし、協会が実施するポストコンベンション開催助成金を併用する場合は、この限りではない。

(交付対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、市内事業者に支出するものとする。

(交付額)

第5条 助成金の交付額は、主催者開催総経費の2分の1とし、1,000万円を限度とする。

(交付総額)

第6条 助成金の交付総額は年度予算額の範囲内とし、千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする主催又は主管団体の代表者（以下「申請人」という。）は、次の各号の書類をコンベンション開催期日の前年度の8月末日までに協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 大規模国際コンベンション開催助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第1号の2）

(3) 資金計画書（様式第1号の3）

(4) 定款、寄附行為、会則又は規約等

(5) その他、助成金の交付にあたって必要と認められる資料

2 申請の合計金額が助成金の年度予算額に達しなかった場合、前項の規定にかかわらず、開催期日の前年度の3月末日までに前項と同様の手続きを以て申請することができる。その場合、前条の「年度予算額」は「予算残額」と読み替えるものとする。

3 次の各号の事由が発生した場合には、開催期日の当年度においても、更に同様の手続きを以て申請することができる。

(1) 前項の規定により延長を受け付けたとき、延長後の申請合計金額が年度予算額に達しなかった場合

(2) 第7条の規定により助成金の交付を通知したコンベンションが、開催中止等により助成金が不交付等となり、交付合計金額が年度予算額に達しなくなった場合

(審査会)

第8条 助成金の交付の適正を期するため、公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション開催助成金交付要綱（制定 平成21年6月1日 要綱第1

号) 第 8 条の審査会にて、助成金交付について審査の上、会長に答申する。

- 2 審査会の構成は、公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション開催助成金交付要綱(制定 平成 21 年 6 月 1 日 要綱第 1 号)及び公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション開催助成金交付要領(制定 平成 21 年 6 月 1 日)の規定によるものとする。

(交付の決定及び通知)

第 9 条 会長は、審査会の答申を受け、当該申請が助成金を交付すべきものと認めるときは、大規模国際コンベンション開催助成金交付決定通知書(様式第 2 号)を通知し、交付すべきでないとしたものについては、大規模国際コンベンション開催助成金不交付決定通知書(様式第 3 号)を通知する。

(申請内容の変更)

第 10 条 助成金の交付の決定を受けた申請人は、決定後、事業計画、予算及び事業内容等について、申請時に提出した書類の記載に変更が生じた場合、または大規模国際コンベンションの開催が困難になった場合は、すみやかに大規模国際コンベンション開催助成金事業変更交付申請書(様式第 4 号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の変更申請があった場合、申請内容が当初の申請に対する審査会の審査結果に則しているか等を確認した上で、申請人に大規模国際コンベンション開催助成金事業変更交付決定通知書(様式第 5 号)により通知する。

(実績報告)

第 11 条 助成金の交付決定を受けた申請人は、コンベンション終了後すみやかに次の号の書類を以て会長に報告するものとする。

- (1) 大規模国際コンベンション開催報告書(様式第 6 号)
- (2) 大規模国際コンベンション開催決算報告書(様式第 6 号の 2)
- (3) 交付対象経費の支払い実績がわかる書類の写し(領収書、支払い明細書など)

- 2 会長は、必要と認めるときは助成金の使用状況等について調査を行うことができる。

(交付額の確定)

第 12 条 会長は、前条の実績報告により助成金の交付額を確定し、大規模国際コンベンション開催助成金交付額確定通知書(様式第 7 号)により申請人に通知する。

(交付の請求)

第 13 条 申請人は助成金の交付額確定通知を受けた場合、すみやかに大規模国際コンベンション開催助成金交付請求書(様式第 8 号)を会長に提出するも

のとする。

(助成金の交付)

第14条 会長は前条の規定による請求書に基づき、申請人名義の銀行口座に直接振込むことにより助成金の交付を行うものとする。

(交付の取消等)

第15条 会長は、前各条の規定にかかわらず、助成金の交付を受けた申請人が次の各号に該当する場合には助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請事項その他に虚偽又は事実と相違する記載があった場合
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合
- (3) 申請事項、その他に変更が生じた場合
- (4) その他、会長が不適當な事由があると認めた場合

(補則)

第16条 前各条の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

附 則 (令和4年10月31日要綱第6号)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月25日要綱第5号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付の申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和6年8月20日要綱第3号)

1 この要綱は、令和6年8月20日から施行する。